

広島県告示第四百九十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十年五月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 区域

三原市（久井町を除く。）

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
平成二〇年七月一日	午前二〇時三〇分～午後〇時 午後一時三〇分～午後三時	三原農協幸崎支店 三原農協三原西支店
平成二〇年七月二日	午前二時～午後〇時 午後一時～午後三時三〇分	三原農協鷺浦宮農生活センター 三原農協鷺浦出張所
平成二〇年七月三日	午後一時～午後三時 午前二〇時三〇分～午前十一時三〇分	中之町コミュニティセンター 三原農協八幡出張所
平成二〇年七月四日	午後一時～午後二時三〇分 午前二〇時三〇分～午前十一時三〇分	糸崎コミュニティセンター 三原市人権文化センター
平成二〇年七月八日	午前二〇時三〇分～午後三時	神明会館
平成二〇年七月九日	午前二〇時三〇分～午後二時三〇分	大和文化センター
平成二〇年七月一〇日	午前二〇時三〇分～午後三時	三原商工会議所
平成二〇年七月一四日	午前二〇時三〇分～午後三時	三原市役所（西側車庫）
平成二〇年七月一五日	午前二〇時三〇分～午後三時	三原市役所（西側車庫）

平成二〇年七月一六日	午前一〇時三〇分～午後三時	本郷保健福祉センター
------------	---------------	------------

四 所在場所における定期検査（ひょう量1トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実 施 期 日	実 施 場 所
平成二〇年七月一日～ 平成二〇年八月二九日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関  
 指定定期検査機関  
 社団法人 広島県計量協会